

# ○行動援護サービス費

基本部分	注 支援計画シート等が未作成の場合 ※	注 2人の行動援護従事者による場合	注 特定事業所加算	注 特別地域加算	注 緊急時対応加算(月2回を限度)	注 喀痰吸引等支援体制加算							
イ 30分未満 (253単位)	× 95/100	× 200/100	特定事業所加算(Ⅰ) +20/100 特定事業所加算(Ⅱ) +10/100 特定事業所加算(Ⅲ) +10/100 特定事業所加算(Ⅳ) +5/100	+15/100	1回につき100単位を加算	1人1日当たり100単位を加算							
ロ 30分以上1時間未満 (401単位)													
ハ 1時間以上1時間30分未満 (584単位)													
ニ 1時間30分以上2時間未満 (731単位)													
ホ 2時間以上2時間30分未満 (879単位)													
ヘ 2時間30分以上3時間未満 (1,027単位)													
ト 3時間以上3時間30分未満 (1,175単位)													
チ 3時間30分以上4時間未満 (1,323単位)													
リ 4時間以上4時間30分未満 (1,472単位)													
ヌ 4時間30分以上5時間未満 (1,619単位)													
ル 5時間以上5時間30分未満 (1,767単位)													
エ 5時間30分以上6時間未満 (1,915単位)													
ワ 6時間以上6時間30分未満 (2,063単位)													
カ 6時間30分以上7時間未満 (2,211単位)													
コ 7時間以上7時間30分未満 (2,360単位)													
ク 7時間30分以上 (2,506単位)													
初回加算 (1月につき200単位を加算)	※ 平成30年3月31日までの間は、支援計画シート等が未作成の場合であっても減算を行わない。												
利用者負担上限額管理加算(月1回を限度) (1回につき150単位を加算)													
行動障害支援指導連携加算(移行する日の属する月につき1回を限度) (1回につき273単位を加算)													
<table border="1"> <tr> <td rowspan="5">福祉・介護職員処遇改善加算</td> <td>イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×254/1000)</td> <td rowspan="5">注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算・福祉・介護職員処遇改善特別加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 福祉・介護職員処遇改善特別加算と選択することとし、併給不可</td> </tr> <tr> <td>ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×185/1000)</td> </tr> <tr> <td>ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位×103/1000)</td> </tr> <tr> <td>ニ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +ハの90/100)</td> </tr> <tr> <td>ホ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき +ハの80/100)</td> </tr> </table>	福祉・介護職員処遇改善加算	イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×254/1000)	注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算・福祉・介護職員処遇改善特別加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 福祉・介護職員処遇改善特別加算と選択することとし、併給不可	ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×185/1000)	ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位×103/1000)	ニ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +ハの90/100)	ホ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき +ハの80/100)						
福祉・介護職員処遇改善加算		イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×254/1000)		注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算・福祉・介護職員処遇改善特別加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 福祉・介護職員処遇改善特別加算と選択することとし、併給不可									
		ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×185/1000)											
		ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位×103/1000)											
		ニ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +ハの90/100)											
	ホ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき +ハの80/100)												
福祉・介護職員処遇改善特別加算 (1月につき +所定単位×34/1000)	注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算・福祉・介護職員処遇改善特別加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 福祉・介護職員処遇改善加算と選択することとし、併給不可												